

# 高知県教員育成指標「教諭」

| 経験段階(教職経験)    |   |  | 新規採用期(0~1年)  | 若年前期(2~4年)   |
|---------------|---|--|--|--|
| 求められる資質・能力    |   |  | 教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。       |  |
|               |   |  | 教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。     | 教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。 |
| 領域            | 能力  | 項目   |  |  |
| 学級・HR経営力      | A<br>集団を高める力                                  | ① 児童生徒との信頼関係の構築  | 児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。  | 児童生徒との関わり的重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。   |
|               |   | ② 児童生徒間の人間関係の構築  | 児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。  | 児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような相互に認め合い、高め合う集団づくりに取り組むことができる。                            |
|               | B<br>一人一人の能力を高める力                             | ③ 児童生徒理解   | 児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。                               | 児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示す一人一人に適切に向き合うことができる。         |
|               |   | ④ 発達支持的生徒指導<br>生徒指導上の諸課題への対応   | 特定の課題を意識することなく、児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。                        | 特定の課題を意識することなく、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。        |
|               |   | ⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応  | 保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。                          | 校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。                                |
| 学習指導力         | C<br>授業実践・改善力                                 | ⑥ 授業構想   | 学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にした指導計画を立てることができる。                    | 育成すべき資質・能力学習指導要領や児童生徒の実態、他教科との関連を踏まえるとともに、学習の系統性・教材の価値を捉え、ねらいを明確にした指導計画を立てることができる。       |
|               |   | ⑦ 指導技術の工夫  | 発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた視点に立った授業の実践に努めることができる。         | 児童生徒の理解度や反応を把握しながら、資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を実践することができる。                         |
|               |   | ⑧ 学習評価と改善  | 学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。                                    | 学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。  |
|               | D<br>専門性探究力                                   | ⑨ 専門性の追究   | 学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。                                       | 学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。   |
|               |   | ⑩ 研究推進   | 自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。   | 自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。   |
| E<br>ICT活用指導力 | ⑪ ICTや教育データの効果的な活用                            | ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。                | 各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができる。 |  |
| チームマネジメント力    | F<br>協働性・同僚性の構築力                              | ⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働  | 「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。                                      | 「チーム学校」として積極的にコミュニケーション・連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。                                     |
|               |   | ⑬ 教職員間の連携・協働   | 「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。                         | 組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。                                    |
|               | G<br>組織貢献力                                    | ⑭ 学校組織の理解・運営   | 組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。   | 組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。  |
|               |   | ⑮ 業務遂行・進捗管理  | 校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。                            | 校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。  |
|               |   | ⑯ 人材育成   | 学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。                                    | 自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。   |
| ⑰ 危機管理・安全管理   | 学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。 | 危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。   |  |  |
| セルフマネジメント力    | H<br>自己管理能力                                   | ⑱ 法令遵守   | 教育公務員として、社会人としての一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。                         | 教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。                     |
|               |   | ⑲ 倫理観・社会性  | 倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。  | 倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。  |
|               |   | ⑲ 郷土愛  | 高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。   | 高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。   |
|               | ⑳ ワーク・ライフ・バランス                                | 健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。 |  |  |
|               | I<br>自己変革力                                    | ㉒ 使命感・責任感  | 教育公務員としての職責を理解し、公正な判断や行動をとることができる。   | 教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をとることができる。   |
| ㉓ 自己啓発        |   | 常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。                                 | 国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。                      |  |

※ 文部科学省の示すICT活用指導力には、「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」「授業にICTを活用して指導する能力」「児童生徒のICT活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」がある。

【資料2】

| 若年後期(5～9年)   | 中堅期(10年～)   | 発展期(20年～)  |
|--|---|--|
| <p>教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。</p>                          |   |  |
| <p>職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。</p>                  | <p>職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。</p> | <p>職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。</p> |
| <p>児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。</p>  | <p>教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。</p>                                 | <p>児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。</p>  |
| <p>児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。</p> | <p>児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。</p>                      | <p>児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組について、教職員間で共通理解を図り、組織的に推進することができる。</p>           |
| <p>児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応する一人一人に適切に向き合うことができる。</p>                 | <p>児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ理解し、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支える適切な指導方針を立てて対応することができる。</p>                               | <p>児童生徒の実態や取り巻く環境についてを踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、を理解し、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。</p>     |
| <p>特定の課題を意識することなく、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。</p>                     | <p>学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。</p>         | <p>学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。</p>              |
| <p>校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の適切な指導・支援を行うことができる。</p>   | <p>保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。</p>                         | <p>校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。</p>   |
| <p>育成すべき資質・能力学習指導要領や児童生徒の実態を踏まえるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの充実を意識した教科等横断的な学習の系統性を明確にした指導計画を立てることができる。</p>            | <p>教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立って、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を意識した指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。</p>  | <p>教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立って、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を意識した指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。</p>         |
| <p>児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を実践することができる。</p>                           | <p>資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教科の専門性を生かして授業を実践するとともに、教科等横断的な視点から他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。</p>  | <p>資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教科の専門性を生かして授業を実践するとともに、教科等横断的な視点から他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。</p>         |
| <p>適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。</p>  | <p>適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。</p>                                   | <p>授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。</p>   |
| <p>今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。</p>  | <p>今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。</p>  | <p>今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。</p>   |
| <p>研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。</p>   | <p>校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。</p>   | <p>教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。</p>  |
| <p>各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。</p>              | <p>情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。</p>    |  |
| <p>「チーム学校」として積極的にコミュニケーション連携を図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。</p>   | <p>「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。</p>                |  |
| <p>学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。</p>  | <p>学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。</p>                       |  |
| <p>組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。</p>  | <p>組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。取り組むことができる。</p>                           |  |
| <p>校務分掌等の業務の工夫改善を図りながら、PDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。</p>   | <p>校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。</p>   |  |
| <p>教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。</p>  | <p>自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。</p>  |  |
| <p>安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。</p>  | <p>安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。</p>                                      | <p>危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。</p>  |
| <p>教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動するのち、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。</p>                                  | <p>教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。</p>                                |  |
| <p>倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。</p>   | <p>倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。</p>  |  |
| <p>高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。</p>  | <p>高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。</p>   |  |
| <p>健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。</p>          | <p>健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。</p>                       |  |
| <p>教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をとるることができる。</p>   | <p>教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わるることができる。</p>                                      |  |
| <p>国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。</p>   |   |  |

**高知県教員育成指標 管理職等**  
**「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」**

|   |  | 校長   | 副校長・教頭  |
|---|--|--|---|
| 求められる<br>資質・能力                                      |  | トップリダーとしての人的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、 <b>データに基づく</b> 課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮し、 <b>内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。</b> 人材を育成することができる。                            | 人的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、 <b>データに基づく</b> 課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。  |
|   | A<br>資質  | ① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。<br>② 学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。<br>③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。<br>④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。<br>⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。 | ① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。<br>② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。<br>③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。<br>④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。<br>⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。 |
| マネジメント  | B<br>組織<br>マネジ<br>メント  | ⑥ <b>内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略を構築することができる。</b> 教育課題に取り組むためにチームとして機能する組織づくりをすることができる。  | ⑥ 学校経営ビジョンを作成・実施するために <b>内外環境等のデータや情報を収集・分析</b> し、学年や分掌等の活動を点検・改善することができる。  |
|   |  | ⑦ 学校経営ビジョンの実現に向け、 <b>チームとして機能する組織づくりをすることができる。</b> 経営戦略を構築し、実行することができる。  | ⑦ 学校経営ビジョンの実現に向け、校長等と教職員との意思疎通を図り、取組を進めることができる。   |
|   |  | ⑧ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。   | ⑧ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方にに基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。   |
|   |  | ⑨ 学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。   | ⑨ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。   |
|   | C<br>ジ<br>カ<br>リ<br>キ<br>ュ<br>ラ<br>ム<br>・<br>マ<br>ネ  | ⑩ 教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。   | ⑩ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。  |
|   |  | ⑪ 児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。   | ⑪ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等に関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。   |
|   |  | ⑫ <b>学校経営ビジョンに基づく</b> 自校の教育内容と教育活動のビジョンを示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。   | ⑫ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、自校の <b>学校経営</b> ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。   |
|   |  | ⑬ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。  | ⑬ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。   |
|   | D<br>リ<br>ス<br>ク<br>マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト   | ⑭ 突発的な事態や災害時に迅速かつ確かな判断や指示をすることができる。  | ⑭ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。  |
|   |  | ⑮ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。  | ⑮ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。   |
|   |  | ⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。   | ⑯ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。   |
|   |  | ⑰ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。   | ⑰ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。   |
| E<br>ト<br>地<br>域<br>等<br>マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト | ⑱ 地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、 <b>地域と協働した教育活動を組織化することができる。</b> 「チーム学校」を構築することができる。             | ⑱ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。  |   |
|   | ⑲ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、 <b>学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。</b> 地域と協働した教育活動を推進することができる。  | ⑲ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、 <b>学校の現状や課題を説明</b> することができる。  |   |
|   | ⑲ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。  | ⑲ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。   |   |
| F<br>人<br>材<br>育<br>成                               | ⑳ 教職員の育成を図るための校内指導体制を整えることができる。  | ⑳ 教職員の育成を図るための校内指導体制を運営することができる。   |   |
|   | ㉑ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。  | ㉑ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。   |   |
|   | ㉒ 教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。   | ㉒ 教職員の評価を的確に実施することができる。  |   |
|   | ㉓ <b>教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことができる。</b> 教職員の適性を見定め、計画的に育成・指導することができる。 | ㉓ <b>教員育成指標を踏まえ</b> 、教職員に対して必要な情報を伝達・説明するなど、 <b>指導・助言を</b> たりすることができる。   |   |
| G<br>ガ<br>バ<br>ナ<br>ン<br>ス                          | ㉔ 教職員の服務監督を適切に行うことができる。  | ㉔ 教職員の服務監督を適切に行うことができる。  |   |
|   | ㉕ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。                                | ㉕ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。   |   |
|   | ㉖ 法令等に基づいた適正な学校経営をすることができる。  | ㉖ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営をすることができる。   |   |
|   | ㉗ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。   | ㉗ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。   |   |
| H<br>イ<br>コ<br>ア<br>ン<br>プ<br>ス<br>ラ                | ㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。  | ㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。  |   |
|   | ㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。  | ㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。  |   |

| 主幹教諭   |   | 指導教諭   |   |
|--|---|--|---|
| 命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。 |   | 高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。 |   |
| ①  | 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。   | ①  | 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。   |
| ②  | 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。  | ②  | 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。   |
| ③  | 教育に関する新しい動向を吸収することができる。   | ③  | 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。                               |
| ④  | 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。   | ④  | 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。   |
| ⑤  | 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。   | ⑤  | 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。  |
| ⑥  | <b>内外環境等のデータ・情報を収集し、学年や分掌等の活動を推進することができる。</b> 校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。 | ⑥  | <b>内外環境等のデータ・情報を収集し、校内研修を企画運営するとともに、校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。</b> |
| ⑦  | 校長等と教職員との意思疎通を図り、 <b>校長等の意向を踏まえ教職員に対して指導・助言をすることができる。</b>                       | ⑦  | <b>校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。</b>                                  |
| ⑧  | PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。                             | ⑧  | PDCAの考え方にに基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。                       |
| ⑨  | 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言することができる。     | ⑨  | 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。                  |
| ⑩  | 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。  | ⑩  | 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。  |
| ⑪  | 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。                                   | ⑪  | 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。                            |
| ⑫  | 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。                          | ⑫  | 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。      |
| ⑬  | 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。   | ⑬  | 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。   |
| ⑭  | 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。  | ⑭  | 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。                     |
| ⑮  | 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。                                 |  |   |
| ⑯  | 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。  | ⑮  | 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。   |
| ⑰  | 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。   |  |   |
| ⑱  | 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。   | ⑱  | 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。                              |
| ⑲  | 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。  |  |   |
| ⑳  | 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。  | ⑰  | 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。                             |
| ㉑  | 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。                                  | ⑱  | 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。                              |
| ㉒  | 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。   | ⑲  | 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。  |
| ㉓  | 教職員の服務監督を助けることができる。   |  |   |
| ㉔  | 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。                                  | ㉔  | 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。                            |
| ㉕  | 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。                               |  |   |
| ㉖  | 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。  |  |   |
| ㉗  | 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。   | ㉗  | 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。                                   |